2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局　次に掲げるもの

（削る）

イ　鑑定官一人

ロ　密輸対策・情報官一人

二・三　（略）

四　東海北陸厚生局　情報官一人

（削る）

（削る）

五・六　（略）

（情報官の職務）

第七百三十四条　（略）

2　東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

（密輸対策官）

第七百三十四条の八　関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

2　（略）

（国際情報官）

第七百三十四条の十　関東信越厚生局の国際情報課に国際情報官一人を置く。

2　国際情報官は、命を受けて、麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関する事務を行う。

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2・3　（略）

4　主任ＤＮＡ型鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第二項第一号に掲げる事務（重要事項の企画及び調整に関するものに限る。）を行う。

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務）

第七百五十二条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第一項第九号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（薬事監視専門官）

第七百五十五条　薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第九号から第十三号までに掲げる事務（輸入に係るものに限る。）を行う。

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　鑑定官一人

ハ　密輸対策官一人

二・三　（略）

四　東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　密輸対策官一人

五・六　（略）

（情報官の職務）

第七百三十四条　（略）

2　北海道厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行う。

（密輸対策官）

第七百三十四条の八　関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

2　（略）

（新設）

（鑑定官及びＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人及びＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務）

第七百五十二条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（薬事監視専門官）

第七百五十五条　薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（輸入に係るものに限る。）を行う。

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課